

令和6年第13回 琴浦町教育委員会定例会【成議書】

と き：令和6年11月27日（水）13:30～15:40

と ころ：琴浦町役場本庁舎 第2会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（森田委員、鍛川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・就学援助の認定について
- ・校区外・区域外就学の承認について
- ・令和6年度 鳥取県中学校駅伝大会の結果について
- ・主な学校行事について

（2）社会教育課

- ・生涯学習センター空調等改修工事の進捗状況について
- ・「聞く読書」デイジー図書体験会の開催について

（3）人権・同和教育課

- ・人権週間について
- ・東伯郡人権標語入賞作品について

5 議 事

議案第47号 琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について【承認】

議案第48号 琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の廃止について【承認】

議案第49号 鳥取県町村総合事務組合の規約の一部改正について【承認】

議案第50号 令和6年度補正予算要求（12月補正）について【承認】

議案第 51 号 建設工事請負契約の締結について

〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕【承認】

## 6 その他

- (1) 教育委員会所管施設における個別施設計画の状況について
- (2) 計画訪問結果（下期）のまとめについて
- (3) 生徒指導報告について
- (4) 琴浦町青少年健全育成協議会役員の選出について

## 7 閉 会

【次回の予定】定例会：令和6年12月23日（月） 13時30分～

## 令和6年度末公立学校教職員人事異動方針

学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、広く全県的視野から次の方針により人事異動を行う。

- 1 優れた資質・能力をもつ新進気鋭の者を採用する。
- 2 年齢や性別等にとらわれることなく、幅広く多様な経験を有し、優れた識見と指導力を備えた人材を管理職に登用する。
- 3 地域間、学校間の格差が生じないよう幅広い人事交流と校種間の交流を行い、教職員の適正な配置に努める。
- 4 同一校の勤務期間が長くなる傾向を排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 5 特別支援教育、定時制・通信制教育及び教育上特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 6 県立学校教職員の人事異動に当たっては、校長の意見具申を尊重して行う。
- 7 市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校教職員の人事異動に当たっては、市町村（学校組合）教育委員会の内申を尊重して行う。ただし、同一市町村教育委員会内の人事異動に当たっては、原則として市町村教育委員会の内申に基づき行う。

鳥取県教育委員会

令和6年度末市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校  
人事異動取扱要領

令和6年度末公立学校教職員人事異動方針に基づいて、市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校人事異動取扱要領を次のとおり定める。

1 管理職の人事について

(1) 校長の人事

ア 校長候補者名簿に登載された者の中から、人物、識見、管理経営能力、指導力及び健康等を考慮し、全県的視野から有能な人材を任用する。

イ 学校運営の充実を図るため、原則として、同一校に3年以上在職させるものとする。

ウ 郡市間、校種間の交流を促進し、全県的視野から適材を適所に配置する。

(2) 副校長の人事

副校長の任用及び配置は、前記(1)のア及びウに準じて行う。

(3) 教頭の人事

教頭の任用及び配置は、教頭等候補者名簿に登載された者の中から前記(1)のア及びウに準じて行う。

(4) その他

ア 女性の学校運営参画の推進に向け、女性管理職の任用や、教頭等候補者名簿及び校長候補者名簿の登載につながる人材育成等を図る。

イ 希望降任制度の導入により、希望者の意向を踏まえた配置とする。

2 教職員の人事について

(1) 主幹教諭の人事

主幹教諭の任用は、原則として、前記1(3)の名簿に登載された者の中から人物、識見、指導力及び健康等を考慮して行い、配置については、学校の組織運営体制強化の観点から、適材を適所に配置する。

(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事

ア 教員組織の刷新と充実を図るため、全県的視野から人事交流を行う。

イ 種々の異なる教育経験を積むことで、新しい教育課題に適切に対応することができるよう、地域間、郡市間、校種間、規模の異なる学校間及び県外等の幅広い人事交流を促進する。

ウ 教育上特別の配慮を必要とする学校に対しては、経験豊富な教員の配置に努める。

エ 学校の活性化並びに教員の指導力向上のため、同一校に長年勤務した者（原則として7年以上）は、異動の対象とする。

オ 同一市町村内に15年以上勤務する者については、他市町村との交流に努める。

カ 新規採用者で同一校に3年以上勤務した者は、異動の対象とする。

キ 特別支援教育の推進のため、小・中・義務教育学校と特別支援学校との相互の計画的な人事交流を促進する。なお、相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間は原則として3年とする。

ク 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。

ケ 夜間中学の教育の充実のため、小・中・義務教育学校と夜間中学との人事交流を促進する。

コ エキスパート教員の異動については、認定期間を踏まえ配慮するものとする。

サ 小学校から他の小学校及び中学校から小学校への兼務等により、小学校の教科担任制等の推進を図る。

(3) 事務職員及び学校栄養職員の人事

ア 事務職員及び学校栄養職員については、前記2(2)(事務職員については、エを除く。)に準じ、学校運営の実態を考慮して適材を適所に配置する。

イ 事務職員については、学校の活性化のため、同一校に長年勤務した者(原則として4年以上)は、異動の対象とする。

ウ 事務職員については、学校以外の職場との幅広い人事交流にも努める。

(4) その他

女性の学校運営参画の推進に向けた人材育成等を図る。

3 教員の採用について

(1) 令和7年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

(2) その他、事情により必要と認めた場合には、前項の名簿に登載された者以外の者についても、特別に選考を行い採用する。

4 教職員の退職及び定年引上げに伴う対応について

(1) 令和7年3月31日において61歳に達している者は定年退職するものとする。

(2) 令和7年3月31日において、60歳に達している管理職は、管理職以外の職への降任等を行う。

(3) 心身の状況、勤務の実績その他の事情からみて、退職が適当と認められる者については、退職を促す。

(4) 定年引上げに伴い、60歳に達した後の教職員の人事配置については、柔軟に対応するものとする。

## 人事異動方針新旧対照表

公立学校教職員人事異動方針	
令和6年度末	令和5年度末
(変更なし)	

県立学校人事異動取扱要領	
令和6年度末	令和5年度末
<p>2 教職員の人事について</p> <p>(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>設置課程、教育課程、職員構成、県立高等学校</u><u>スクール・ポリシー、スクール・フォーカス</u>など学校の特色等を考慮し、校長の意見を尊重するとともに、全県的視野から教員の適正な配置と人事交流を行う。</p> <p>4 特別支援教育の推進のための措置について</p> <p>(3) 各校種における特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校と小・中・義務教育・高等学校との人事交流及び特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>高等学校と特別支援学校との人事交流を積極的に促進するとともに、人事交流で異動した者の元の校種への異動希望（原則として3年以上交流後の学校で勤務した者の希望）は十分に配慮するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>特別支援学校と小・中・義務教育学校との相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間については原則として3年とする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>高等学校から特別支援学校への兼務等により、特別支援学校高等部の教育の充実を図る。</u></p>	<p>2 教職員の人事について</p> <p>(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事</p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>設置課程、教育課程、職員構成、県立高等学校</u><u>重点校制度</u>など学校の特色等を考慮し、校長の意見を尊重するとともに、全県的視野から教員の適正な配置と人事交流を行う。</p> <p>4 特別支援教育の推進のための措置について</p> <p>(3) 各校種における特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校と小・中・義務教育・高等学校との人事交流及び特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。</p> <p style="margin-left: 20px;">高等学校と特別支援学校との人事交流を積極的に促進するとともに、人事交流で異動した者の元の校種への異動希望（原則として3年以上交流後の学校で勤務した者の希望）は十分に配慮するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、<u>特別支援学校と小・中・義務教育学校との相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間については原則として3年とする。</u></p>

市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校人事異動取扱要領	
令和6年度末	令和5年度末
<p>2 教職員の人事について</p> <p>(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事</p> <p style="margin-left: 20px;">キ <u>特別支援教育の推進のため、小・中・義務教育学校と特別支援学校との相互の計画的な人事交流を促進する。なお、相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間は原則として3年とする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ク <u>特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ケ <u>夜間中学の教育の充実のため、小・中・義務教育学校と夜間中学との人事交流を促進する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">コ <u>エキスパート教員の異動については、認定期間を踏まえ配慮するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">サ <u>小学校から他の小学校及び中学校から小学校への兼務等により、小学校の教科担任制等の推進を図る。</u></p>	<p>2 教職員の人事について</p> <p>(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事</p> <p style="margin-left: 20px;">キ <u>特別支援教育の推進のため、小・中・義務教育学校と特別支援学校との人事交流及び特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">なお、<u>小・中・義務教育学校と特別支援学校との相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間は原則として3年とする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ク <u>夜間中学の教育の充実のため、小・中・義務教育学校と夜間中学との人事交流を促進する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ケ <u>エキスパート教員の異動については、認定期間を踏まえ配慮するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">コ <u>中学校から小学校への教員の兼務等により、小学校の<u>高学年教科担任制</u>等の推進を図る。</u></p>

## 校長会あいさつ

令和6年11月28日

教育長 河原裕司

～ 一期一会の言葉を心に刻んで ～

毎日顔を合わせる相手であっても、その日その時に一緒に過ごす機会は一生に一度きり

人と人が実際に出会い、目と目を合わせながら話し合う時、共感や感動が生まれます。「目は口ほどに物を言う」ということわざは、出会いの中でのみ通用する表現と言えるでしょう。直接会ってあいづちを打ったり、表情や動作を交わしたりすることで、人と人はより深いコミュニケーションを図ることができます。

教員としてスタートした頃、担任として奮闘していた頃より、出会いそのものが少なくなってきたように感じます（管理職になると状況は一変しますが）。それは、スマートフォンなどの通信機器の発達により、直接対面する必要性が少なくなったからですが、通信機器は本来、人と人とのコミュニケーションを円滑にするために開発されたものであったはずですが。しかし、これが犯罪に悪用されたり、多くの時間がゲームやインターネットに費やされたりするなどして、逆に人と人の出会いの機会が失われてしまっています。

「鬼に金棒」ということわざがあります。通信機器という金棒をうまく使えば、人と人との出会いの機会も増え、たくさんの共感と感動が生まれる可能性があるにもかかわらず、今は逆に通信機器の発達が出会いの機会を奪っているのが実情ではないでしょうか。鬼が金棒を使いこなせず、逆に金棒に振り回される鬼の姿がそこにあるように思われるのです。

新型コロナウイルスの感染拡大の懸念から、出会いの機会が少なくなった時期もありました。そして、現在も学校現場において、様々な部分で影響を与えていることも感じます。このような時期だからこそ、一度立ち止まり、出会いの尊さについて改めて考えてみたいものです。

学校に勤務していると「絆」「縁」「結」という漢字をよく見たり聞いたりします。どの漢字も「糸」に関係がある漢字です。「糸」は細くて切れやすいと思われませんが、絆、縁、結の文字にはもろい印象はなく、とても強い印象があります。実は、糸は繊維をまとめてねじることによりとても強く仕上げられています。歌手、中島みゆきさんの歌に「糸」という歌があります。

**縦の糸はあなた 横の糸は私 織りなす布は いつか誰かを 暖めうるかもしれない**  
もうすぐ今年も終わります。そして新しい年が始まります。

琴浦町の子どもたちに、様々な地域の素敵な人たちと出会いを通して、日々の協働的な学びを通して、多くの共感や感動が生まれることを期待してやみません。

これからも一期一会の言葉を心に刻み、絆、縁、結を大切にしてほしいと思うのです。

## 令和6年11月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 就学援助の認定について（別紙1）
  
2. 校区外・区域外就学の承認について（別紙2）
  
3. 令和6年度 鳥取県中学校駅伝大会の結果について  
11月12日（火） ヤマタスポーツパーク周回コース（鳥取市）にて開催  
（女子の部） 第2位 赤碕中学校 第16位 東伯中学校  
（男子の部） 第16位 東伯中学校
  
4. 主な学校関係行事  
12/24 終業式

## 就学援助の認定について

次のとおり、就学援助の認定について、琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年教育委員会訓令第1号)第7条の規定により決定しました。

### 申請者一覧

番号	学校名	学年	新規 継続	住所	認定の 根拠	需要額測定		
						収入額(A)	需要額(B)	A/B
1	聖郷小学校	2	新規	琴浦町三保	コ	152,489	228,684	0.66
2	聖郷小学校	4	新規	琴浦町三保	コ	152,489	228,684	0.66
3	聖郷小学校	6	新規	琴浦町三保	コ	152,489	228,684	0.66

〈参考〉琴浦町就学援助支給に関する要綱

(対象者)

要保護者（生活保護法第6条第2項）	
準要保護（要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者）	
ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税
ウ 市町村民税の減免	エ 個人の事業税の減免
オ 固定資産税の減免	カ 国民年金の掛金の減免
キ 保険料の減免又は徴収の猶予	ク 児童扶養手当の支給
ケ 生活福祉資金貸付等による貸付	
コ その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者	
サ 当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者	

## 校区外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条の規定に基づき承認しました。

### 【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	認定要件	備考
1	新小1	船上小学校	赤碕小学校	令和7年4月1日～ 令和13年3月31日まで	(3)	新規
2	中3	赤碕中学校	東伯中学校	令和6年11月11日～ 令和7年3月31日まで	(1)	新規
3	小5	赤碕小学校	浦安小学校	令和6年11月14日～ 令和8年3月31日まで	(1)	新規(兄弟)
4	小2	赤碕小学校	浦安小学校	令和6年11月14日～ 令和11年3月31日まで	(1)	新規(兄弟)

### 〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件)別表(第2条関係)

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

## 1. 生涯学習センター空調等改修工事の進捗状況について

### (1) 概要

生涯学習センター空調等改修工事の空調機器納入が遅れているため、令和7年1月に予定していた図書館本館の開館時期が、令和7年3月まで遅れる見込みとなった。

なお、工期末である令和7年3月25日までには、全館の改修工事が完成する予定。

### (2) 図書館の閉館時期延期に伴う対応

現在、12月末までの予定で、本庁ロビーで臨時図書館を開設しているが、開設を2月末まで延期する。

### (3) 今後のスケジュールについて（予定）

時期		R6		R7		
		11月	12月	1月	2月	3月
施設運営	出入口	3階南側通用口のみ				※1
	図書館本館（2階）	休館（本庁ロビーで代替）				開館準備 開館
	本庁ロビー	新刊図書、雑誌、新聞等の閲覧				通常
	教育委員会事務局 窓口（3階）	通常				
	教育委員会事務局 執務室（3階）	通常				
	その他箇所 （3階～5階）	休館				
	地下駐車場 （1階）	閉鎖（安全確保のため、歩行者通行不可） ※2				

※1 3階南側通用口、正面玄関

※2 空調工事完成後に、地下駐車場消火設備改修工事を行う予定。そのため、地下駐車場は令和7年7月末頃まで、利用不可となる予定。

### (4) 町民、来客への周知

図書館閉館期間の延期については、行政放送、ホームページ等で町民への周知を十分に行うと共に、生涯学習センター出入口等への掲示を行い、周知に努める。

## 2. 「聞く読書」デイジー図書体験会の開催について

図書館では、視覚障がい等で文字を読むことが困難な方や耳が不自由な方、来館することが困難な方など図書館を利用するのにハンディキャップがある方に障がい者サービスを実施し、バリアフリー図書の貸出を行っている。

活字図書を音声で録音したデイジー図書は、聞いて読書を楽しんだり、知識を得たりすることができる資料である。デイジー図書の普及を目的に体験会を開催する。

日時：令和6年12月10日（火） 午前10時～午後3時

会場：琴浦町図書館赤碕分館

協力：社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館

内容：・携帯型専用機器等を使ったデイジー図書の体験会

・バリアフリー図書の展示

・参加無料

（その他、添付資料参照）

周知方法：

・チラシ、ポスター、町ホームページ

・福祉あんしん課を通じて、障害者手帳交付時に配布

・社会福祉協議会、琴の浦高等特別支援学校にサービス説明とチラシ持参

き どくしょ  
聞く読書ははじめませんか？

体験会

たいけんかい



き  
聞く読書

き  
どくしょ

かつじ よ しかく かつ  
活字が読みにくくなった方、視覚にハンディキャップがある方、  
ほん ちようじかん も かつ  
本を長時間持ったり、ページをめくるのがつらい方 などへ

どくしょ き たの ちしき え  
読書を聞いて、楽しんだり知識を得たりすることができます！

としよたいけんかい おこな  
【ダイジー図書体験会】を行います。

ダイジー図書とは、かつじ よ かつ かつじとしよ おんせい ろくおん  
活字が読みにくい方に向けて、活字図書を音声で録音  
したき しりよう 資料です。その数は10万タイトル以上。ベストセラーやミステリ  
一、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルのほん しゅうかんし など  
の雑誌もあります。

バリアフリー図書としよ てんじの展示もしていますので、ご覧ください。

どこでも読書！

ぜひ一度  
ため  
お試し  
ください

この再生機さいせいきを  
つか 使って、聞く  
どくしょ 読書を体験  
していただ  
きます。



けいたいがた としよさいせいき  
携帯型ダイジー図書再生機

にち じ れいわ ねん がつ か か ようび じ じ  
日時：令和6年12月10日(火曜日)10時～15時

ば しょ ことうらちようとしよ かんあかさきぶんかんない  
場所：琴浦町図書館赤碕分館内

しゅさい といあわ さき ことうらちようとしよかん きょうりよく とっとりけん てんじとしよかん  
主催・問合せ先：琴浦町図書館 / 協力：鳥取県ライトハウス点字図書館

☎ 0858-52-1115 ※参加無料。ご興味のある方かたはどなたでもお越こしてください。

## 1 人権週間について

12月4日から10日は、人権週間と定められています。町では、人権週間を琴浦町部落解放週間とも定め、毎年さまざまな人権問題について啓発する機会としています。

私たち一人ひとりがどのように人権を尊重し、守っていけるのかを考えることが大切です。

## 2 琴浦町のとりくみ (主催：琴浦町人権・同和教育推進協議会)

今年度、琴浦町では、12月1日(日)午前10時から赤碕地域コミュニティーセンターで「ことうら人権まなびの集い」を開催し、人権と平和の大切さについて考えることとしています。

○テーマ 「人権と平和」～すべての子どもたちに希望と笑顔を～

○主な内容

(午前) 人KENまもる君、人KENあゆみちゃんのプラバン工作  
人形劇「はしのうえのおおかみ」(倉吉人権擁護委員協議会提供)

(午後) オープニング 小学生解放「学習会」による手話ソング発表  
人権講演会  
「旅という火と旅からの風」～世界の子どもたちの現場から～  
講師：西野 旅峰(にしの りよお)さん (自転車冒険家)

○展 示

- ・ 人権啓発パネル展 (公財)ユニセフ協会
- ・ 東伯・赤碕学習会作品展示
- ・ 小中学生人権標語の展示

○その他

人権擁護委員が来場者に人権週間の啓発物品の配布を行います。

## 2 東伯郡人権標語入賞作品について

### 【小学生の部】

優秀賞 聖郷小学校 6年 <sup>いけぐち</sup>池口 <sup>はな</sup>芭奈さん

「ふつうじゃない？ それでいい みんな違って当たり前」

### 【中学生の部】

優秀賞 東伯中学校 1年 <sup>やまもと</sup>山元 <sup>じゅり</sup>樹里さん

「大切に 私もあなたも 持つ人権」

琴浦町から選出した人権標語、中学生5作品、小学生7作品については、  
12月1日（日）に開催される「ことうら人権まなびの集い」で展示します。

### （参考）応募人数について

小学生の部 応募者784人（内琴浦町 250人）

中学生の部 応募者766人（内琴浦町 241人）

小中それぞれ、最優秀賞1名、優秀賞3名受賞

議案第 47 号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する議案を令和 6 年 1 2 月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 11 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 6 年 11 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に  
関する条例を廃止する条例

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
(平成16年琴浦町条例第87号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 48 号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の廃止について

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年11月27日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和6年11月27日 承 認

琴浦町教育委員会

令和6年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則及び琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則を廃止する規則

(琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の廃止)

第1条 琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第12号)は、廃止する。

(琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則廃止)

第2条 琴浦町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第49号

鳥取県町村総合事務組合の規約の一部改正について

鳥取県町村総合事務組合で共同処理する事務を変更し、同組合規約を変更する議案を令和6年12月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和6年11月27日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年11月27日 承認

琴浦町教育委員会

鳥取県町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

鳥取県町村総合事務組合同規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
1～5 略	略	1～5 略	略
<u>6 公立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務</u>	岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第50号

令和6年度（12月定例議会）補正予算要求について

令和6年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和6年11月27日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河原裕司

令和6年11月27日 承認

琴浦町教育委員会



1 基本情報

事業番号	256、277	事業名	小学校管理費・中学校管理費		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	教育総務課		担当係	総務係					
予算区分	款	9	教育費	項	2.3	小学校費・中学校費	目	1	学校管理費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開								

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
7号補正 12月定例	64,962	4,630	0	0	0	4,100	530		合併特例債 4,100千円
補正後 (千円)		69,592	1,863	0	552	24,400	42,777		

3 事業の概要

補正の概要	・浦安小学校倉庫更新事業について設計業務を実施し、工事費等を算出したところ予算が不足するため増額する。また、年度内での事業完了が困難であるため、事業費の一部を令和7年度に繰り越す。 ・小中学校の光熱水費を精査した結果、電気代の増が見込まれるため補正する。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	浦安小学校倉庫更新事業 ※R7繰越	○浦安小学校倉庫解体更新事業（増額）4,251千円 (内訳) (1) 倉庫解体工事 9,353千円 → 12,695千円 (+3,342千円) (2) 工事監理委託料 0千円 → 835千円 (+835千円) (3) 倉庫設置工事 1,309千円 → 1,383千円 (+74千円)  ○補正の主な理由 倉庫解体工事の詳細設計を行ったところ、解体に伴う仮設進入路の設置、電気工事の追加に加え、労務単価や資材等の価格上昇分を再積算する必要が生じたため。 また、地下埋設物、産業廃棄物の対応など建築工事に関する変更協議等が見込まれるため、工事監理委託業務を追加する。	4,251	町債 4,100 単町 151
	小中学校光熱水費	○光熱水費（増額）379千円 (内訳) (1) 八橋小学校 5,641千円 → 5,541千円 (△100千円) (2) 東伯中学校 8,469千円 → 8,604千円 (+135千円) (3) 赤碕中学校 6,296千円 → 6,640千円 (+344千円)	379	単町
	合計		4,630	
これまでの取組状況や改善点等				



1 基本情報

事業番号	353	事業名	学校給食事業		事業区分	□新規 ■継続			
担当課	教育総務課		担当係	学校給食センター					
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	4	給食センター運営費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
重点項目	—								

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
7号補正 12月定例	228,631	182	0	△ 838	1,000	0	20	企業版ふるさと納税 1,000千円	
補正後 (千円)		228,813	0	341	90,478	50,000	87,994		

3 事業の概要

補正の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食センター調理床塗装事業が完了したため、事業費を減額する。</li> <li>備品購入費の一部を老朽化により修理対応が困難となった給水ポンプの更新工事費に組み替える。あわせて、冷凍冷蔵庫に係る県交付金額が確定したため減額する。</li> <li>米単価の高騰により給食物資購入費を増額する。</li> </ul>				
	(単位：千円)				
補正の内容	細事業等	内容	補正額	財源内訳	
	給食センター調理床塗装事業	○事業費確定による減額 △518千円 (内訳) (1) 床塗装工事 14,300千円 → 13,836千円 (△463千円) (2) 積算委託業務 187千円 → 132千円 (△ 55千円)	△ 518	過疎債 △518	
	給食センター設備更新	○備品購入に係る請負差額等の減額 (1) 冷凍冷蔵庫等 7,356千円 → 4,903千円 (△2,453千円) ○温水器給水ポンプ更新工事の追加 (1) ポンプ更新工事 0千円 → 2,134千円 (+2,134千円) メーカーの部品供給が終了し修繕対応が困難となるため、新たな機種に更新するもの。	△ 319	県 △838 過疎債 518 単町 1	
	給食物資購入費	○米飯代価格の増額 1,019千円 (内訳) 小学校分 607千円 (@ 8円×872人×87食) 中学校分 412千円 (@10円×473人×87食) (単位：円)	1,019	その他 1,000 単町 19	
	《参考》給食費単価 (単位：円)				
		R 6 給食費	今回増額分	単価変更	
小学校	単価	324	8	332	
	保護者負担	285	-	285	
	町助成額	39	8	47	
	中学校	単価	368	10	378
		保護者負担	326	-	326
		町助成額	42	10	52
合計			182		
これまでの取組状況や改善点等					



1 基本情報

事業番号	325	事業名	生涯学習センター管理費		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	社会教育課		担当係						
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	5	生涯学習センター運営費
まちづくりビジョン	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり				②子どもたちが安心して遊び、学べる環境づくり				
	重点項目	ふるさとへの愛着を深める、地域に根差した体験と学びの展開							

2 補正後の事業費等

項目	補正前 (千円)	今回 補正額 (千円)	財源内訳					備考	
			国庫 支出金	県支出金	その他 (収入)	町債	一般財源	その他収入の内訳	町債の内訳
7号補正 12月定例	557,612	△ 41,300	0	0	0	△ 41,300	0		過疎債
補正後 (千円)		516,312	0	0	1,736	479,900	34,676		

3 事業の概要

補正の概要	生涯学習センター改修事業を進めるなかで、設計金額の精査等より不用額が生じることが判明したため、予算を減額する。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	(工事請負費) 昇降機改修工事	請負契約時の請差等によって不用額が生じたため、予算を減額する。	△ 3,220	単町
	(工事請負費) 地下駐車場消火 設備改修工事	設計業務の結果を精査した結果、不用額が生じたため、予算を減額する。	△ 38,080	単町
	合計		△ 41,300	
これまでの 取組状況や 改善点等				

## 議案第51号

### 建設工事請負契約の締結について 〔生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事〕

建設工事請負契約の締結に係る議案を令和6年12月琴浦町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

- 1 工 事 名 生涯学習センター地下駐車場消火設備改修工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字徳万266番地5
- 3 工事完成期限 令和7年7月25日
- 4 請 負 金 額 一金 52,580,000円（税込み）
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県鳥取市千代水四丁目93番地  
氏名 松谷ポンプ株式会社  
代表取締役 山下 竜一

令和6年11月27日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和6年11月27日 承 認

琴浦町教育委員会

## 教育委員会所管施設における個別施設計画の状況について

- 町では、公共施設にかかるコストの縮減を図るとともに、公共サービスを充実させるため、保有する公共施設を総合的に把握し、横断的な視点を持って公共施設を管理・運営していくため、公共施設等総合管理計画（H28～）を定めています。あわせて、この総合管理計画に基づき個別施設毎の計画（R2～）を整理し、今後の方向性を定めています。
- 町内の教育委員会所管施設については、個別施設計画で各施設の方向性を定めていますが、建築後 60 年を経過する施設もあり、経年による劣化が進行しています。
- 個別施設計画では、施設の目標使用年数を 80 年（鉄筋コンクリート造等）又は 60 年（木造等）と設定しており、このまま維持するためには長寿命化の検討をすすめていく必要があります。

### 1 現在の個別施設計画の状況

別紙のとおり

### 2 施設更新の考え方

※琴浦町公共施設個別施設計画より抜粋

#### 3.3 目標使用年数の設定

「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、目標使用年数を下表のとおり設定します。

また、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（文部科学省）では、「適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに、技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能である。」とされています。

図表 7. 目標使用年数

構造	目標使用年数
鉄筋コンクリート造、 鉄骨・鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造	80 年
軽量鉄骨、木造、その他	60 年

(4) 改修・更新の実施方針

施設の改修・更新は不具合が起きてから対応する事後保全から、あらかじめ策定しておいた計画に沿って進めていく予防保全への転換を推進します。

施設を更新するときは、施設の耐久性や規模、性能面等、あらゆる角度から分析し、なぜ更新が必要なのか問題点を明確にすることで、更新費用の無駄を省きます。また、公共施設の更新費用の縮減や施設活用の効率化を進めるため、施設の更新は原則として単独更新は行わず、統廃合や複合化・集約化により実施することとします。

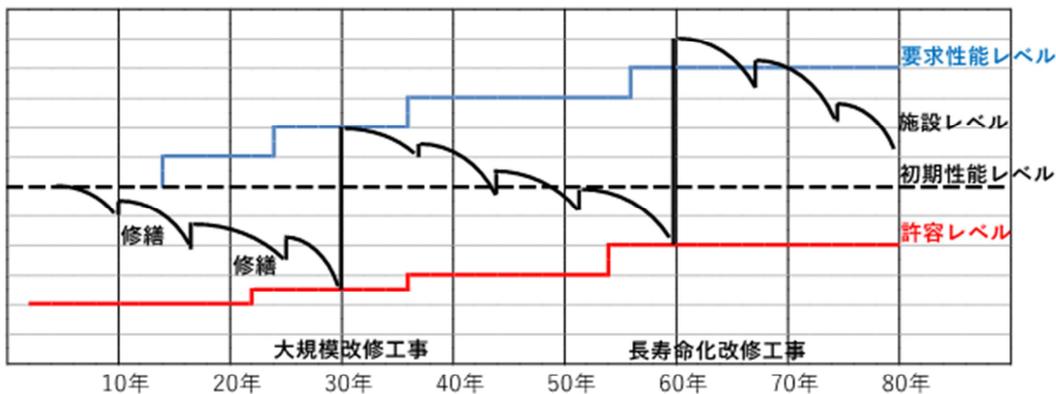
なお、建設から長い時間を経た建物は、物質的な経年劣化だけでなく、法改正により不適格となっていることもあるため、適法性の管理も必要です。

(7) 長寿命化の実施方針

公共施設の更新費用の縮減には、現存する施設を可能な限り長く活用すること（長寿命化）が重要です。また、更新時期をただ先延ばしするのではなく、十分な行政サービスを提供できるように施設の機能の水準を維持することも求められます。

下の図は経過年数と施設の性能の関係を示したものです。

【図表 73】経過年数と施設の性能の関係（長寿命化を実施した場合）



建設から30年くらいまでは点検・保守を定期的に行い、必要に応じて小規模な修繕・改修工事を行うことで施設の性能を初期性能または許容可能レベル以上に保つことが可能です。

しかし、建設から30年以上経過すると経年劣化に加え、技術の進歩による要求性能レベルの上昇もあり、いよいよ大規模改修が必要となってきます。

本計画では建築から30～40年を目途に大規模改修を実施したうえで、60年経過後もさらに活用が可能か診断し、可能であれば長寿命化改修工事を施して施設の活用期間の延長を図ります。

施設分類	施設名	延床面積	構造	建築年度	方向性	点検結果 (R3時点)	備考	所管	見直しに係る担当課意見
学	八橋小学校	4212.67	RC	1969/9/26	維持	・管理教室棟の内部に雨漏り、床タイルの剥がれ、屋上にひび割れ。 ・特別教室棟の軒裏に剥がれ。 ・管理教室棟の外壁に剥がれ、空調不調。 ・倉庫の内部に雨漏りによる天井板劣化。 ・学校食堂の内部に雨漏りによる天井板劣化。	校舎、体育館ほか	教育総務課	次期個別計画期間にて築60年を迎えるため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、長寿命化の大規模改修を検討
学	浦安小学校	4637.32	RC	1965/10/22	維持	・管理教室棟の外壁に剥がれ、空調不調。 ・倉庫の内部に雨漏りによる天井板劣化。 ・学校食堂の内部に雨漏りによる天井板劣化。	校舎、体育館ほか	教育総務課	築60年を経過するため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、今後も活用可能なかの判断を行い、長寿命化の大規模改修の実施が必要
学	聖郷小学校	4245.61	RC	1995/7/31	維持	・校舎の外壁にひび割れ、内部に内装材の劣化。		教育総務課	築30年を経過するため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、大規模改修の実施が必要
学	東伯中学校	6967.67	RC	1964/12/30	維持	・目視では目立った劣化を確認できなかった。	校舎、体育館ほか	教育総務課	築60年を経過するため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、今後も活用可能なかの判断を行い、長寿命化の大規模改修の実施が必要
学	赤崎小学校	4864.55	RC	1992/5/20	維持	・校舎の内部に内装材の劣化、暴風雨時に雨水の吹込み。	校舎、体育館ほか	教育総務課	築30年を経過するため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、大規模改修の実施が必要
学	船上小学校	3666.99	RC	1993/12/28	維持	・校舎の外壁に鉄筋露出、屋根材のずれ、内装材の劣化。		教育総務課	築30年を経過するため、施設維持には公共施設等管理計画に基づき、大規模改修の実施が必要
学	赤崎中学校	6356.93	RC	1976/12/31	維持	・管理棟の内部 (図書室、PC室) に雨水吹込み。 ・屋内運動場の外部に鋼材腐食。	校舎、体育館ほか	教育総務課	
学	学校給食センター	877.43	S	2009/5/20	維持	・部室棟の内部で雨水吹込み。 ・目視では目立った劣化を確認できなかった。		教育総務課	
町	生涯学習センター (まなびタウンとよはく)	451.7	S	1997/7/1	維持	・内部にひび割れ、軒裏に鋼材腐食。	多目的ホール	社会教育課	
社	生涯学習センター (まなびタウンとよはく)	6018.93	S	1997/7/1	維持	・同上	図書館ほか	社会教育課	
行	生涯学習センター (まなびタウンとよはく)	146.3	S	1997/7/1	維持	・同上	教育委員会事務局	社会教育課	
町	桐家住宅 (無盡庵)	218.97	W	1906/1/1	非更新	・居毛の外壁に劣化 (蟻害、漆喰剥がれ)、建具破損、塀に破損。 ・倉庫外壁、軒裏に漆喰剥がれ、内部に雨漏り。		社会教育課	補助金の縛りがなくなれば譲渡も検討したい
社	上郷地区コミュニティ施設 (上郷地区公民館)	558	S	1992/12/22	維持	・敷石にひび割れ。		社会教育課	
社	浦安地区公民館	1022.76	RC	1968/6/17	複合化	・内部に多数のひび割れ ・階段部のモルタル剥離。 ・バルコニー手摺り、階段手摺り、エアコン室外機、照明等の鋼材腐食多数。 ・屋上の防水シート破断。 ・軒裏材・屋根材の劣化。		社会教育課	R4年度に旧社会福祉センターの譲渡を受けて複合化済み。旧浦安地区公民館はR6年度除却。
社	八橋地区公民館	346.14	W	1976/12/26	維持	・外壁材の剥がれ。		社会教育課	R5に屋根と軒天改修済み
社	赤崎地区公民館	403.2	RC	1987/12/20	集約化	・建具、エアコン室外機架台等の鋼材腐食多数。		社会教育課	
社	効多目的研修集会施設 (下郷地区公民館)	244.25	W	1987/12/28	複合化	・軒裏材の劣化。 ・内部に天井板の剥がれ、ひび割れ。		社会教育課	増築や優入路の新設などの地区要望が毎年あるが既存施設では限界があるため、他施設との複合化も検討。
社	古布庄地域構造改善センター (古布庄地区公民館)	299.17	W	1991/12/25	複合化	・屋根漆喰の剥がれ、軒先鋼材腐食。 ・内部に床材の劣化、たるみ。 ・外壁材の剥がれ。		社会教育課	旧古布庄保育園も含めた地区の拠点として整備を検討中。
社	基幹集落センター (以西地区公民館)	400	RC	1978/12/20	複合化	・内部にひび割れ多数。 ・軒裏にひび割れ、モルタル剥離。		社会教育課	地区の拠点として設計等を進めており、R7工事発注に向けて準備中。
社	成美村環境改善センター (成美地区公民館)	1109.72	RC	1978/3/15	複合化	・外壁、内部にひび割れ多数。 ・屋上の防水シート破断箇所。 ・浄化槽破損。		社会教育課	新ふなのえこも園完成後は、除却予定。
社	安田農村環境改善センター (安田地区公民館)	618.45	RC	1981/4/30	複合化	・内部に雨漏りと思われる劣化。 ・屋根材にスレ。 ・外壁 (外階段) に鉄筋露出箇所。		社会教育課	旧安田小学校を地区の拠点として改修中。完成後は除却予定。
入	聖郷運動広場	10.02	RC	1980/6/30	維持	・目視では目立った劣化を確認できなかった。	便所、器具庫	社会教育課	運動広場としての活用はほまないため、管理者の変更を検討したい。(体育ではなく自治会、地元団体等)

施設分類	施設名	延床面積	構造	建築年度	方向性	点検結果 (R3時点)	備考	所管	見直しに係る担当課意見
ス	東伯総合公園	4838.39	SRC	1984/2/18	一部廃止	・体育館内部に雨漏り跡、床材劣化、モルタル剥離(スチージ袖)、建具開閉不良。 ・体育館外壁に鉄筋露出箇所。 ・野球場管理棟外壁にひび割れ、鉄筋露出、鋼材腐食(手摺り)。 ・テニスコート外壁に鉄筋露出、塗装剥がれ、軒裏材の鋼材腐食。 ・内部天井板に落下箇所、建具に鋼材腐食。 ・内部に内装材の剥がれ、雨漏り。 ・外壁に鉄筋露出箇所。 ・軒裏材に剥がれ。	総合体育館、野球場ほか	社会教育課	R6年度長寿命化計画策定補助金等を活用しなから計画的に長寿命化を行う。赤碕運動公園内にある施設との棲み分け、整理を行う(野球場、テニスコート)
ス	東伯武道館	434	S	1970/7/25	非更新	・内部に内装材の剥がれ、雨漏り。 ・外壁に鉄筋露出箇所。 ・軒裏材に剥がれ。		社会教育課	毎日3～5団体の利用あり。非更新のままでとるか再度検討したい。維持とするなら長寿命化が必要。
ス	農業者トレーニングセンター	2279.95	RC	1983/7/8	非更新	・野球場の屋上防水シート破断、内部に雨漏り、外野フェンスの劣化。 ・多目的広場管理棟の外壁に劣化多数。 ・テニスコートの人工芝張替、管理棟の外壁木材に劣化、内部に雨漏り跡(原因箇所は修繕済み) ・ポンプ場の屋根材に劣化、ポンプ1台が故障中(全2台) ・軒裏材に剥がれ。・会議室天井が一部破損。	野球場、管理棟ほか	社会教育課	東伯総合公園施設との棲み分け、整理を行い、維持する施設については計画的に修繕等を行う。
ス	赤碕武道館	524.44	S	2000/12/31	維持	・内部に雨漏り、天井板の劣化。 ・外壁にひび割れ、軒裏材の劣化(鋼材腐食)。	体育館	社会教育課	日常管理を地元団体等への委託を検討したい。
ス	旧古布庄小学校(体育館)	705.6	S	1984/10/31	維持	・外壁にひび割れ多数、階段部の内装シートに剥がれ。	体育館	社会教育課	日常管理を地元団体等への委託を検討したい。
ス	旧安田小学校(体育館)	1023.33	RC	1989/12/28	維持	・内部に剥がれ、壁面材の劣化。 ・軒裏材の落下(R2修繕済み)	体育館	社会教育課	日常管理を地元団体等への委託を検討したい。
ス	旧以西小学校(体育館)	798	S	1980/11/28	維持	・外壁にひび割れ、内部木材のたわみ、建具の劣化。	体育館	社会教育課	日常管理を地元団体等への委託を検討したい。
ス	平岩記念会館	495.54	W	1991/6/30	維持	・外壁、庇下部、非常階段にひび割れ、鉄筋露出箇所が多数。 ・校舎北側に水路グレーチングの変形。	校舎ほか	社会教育課	
そ	旧安田小学校	2510.63	RC	1988/11/20	複合化	・内装材、軒裏材の劣化。		社会教育課	
そ	旧古布庄保育園	452.85	W	1988/12/18	複合化	・外壁に剥がれ。		社会教育課	
そ	大法水車小屋	15	W	1981/7/15	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		社会教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	東桜ヶ丘地区会館	76.23	W	1981/12/31	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	上野集会所	108	W	1980/12/31	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	出上地区会館	97.53	W	2000/10/25	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	桜ヶ丘地区会館	109.25	W	1979/12/31	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	出上集会所	97.34	S	1986/12/31	譲渡・売却・廃止	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	今後の方向性については、当面は現行どおりとするが、譲渡も検討。
町	下伊勢西集会所	173.07	W	1965/7/31	譲渡	・経年による劣化がみられる。		人権・同和教育課	下伊勢西へ譲渡済み。
保	東伯文化センター	663.22	RC	1978/9/7	維持	・文化センターの内部にひび割れ、壁破損。外部に鋼材腐食。 ・車庫の建具に鋼材腐食。 ・自転車置き場の木材支柱劣化。		人権・同和教育課	現状を維持。
保	赤碕文化センター	624.74	RC	1982/11/28	維持	・文化センターの内部に内装材の劣化多数、目地材の劣化、外部に外壁材の剥がれ、鋼材腐食。 ・増築部の内部に壁紙剥離、外部に塗装剥がれ。		人権・同和教育課	現状を維持。

RC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、LGS：軽量鉄骨造、CB：コンクリートブロック造、W：木造

# 令和6年度 琴浦町教育委員会後期計画訪問まとめ

令和6年11月

学校名	「めざす園・学校」教育目標 学校説明 等	各園・各校の課題や取組について	懇談会での感想・意見（指導助言も含む）
<p>船上小</p>	<p>「力いっぱい やさしさいっぱい 笑顔あふれる学校 ～『自ら考え、行動する子』の育成～」 ・開校11年目 伝統・校風の継承と新たなステージへ ・船上魂 船上小 あたりまえをあたりまえに</p>	<p>課題：主体性、自主性、積極性に弱さが見られる。 →「自ら考え、行動する子」を育てる～「学びに向かう姿勢づくり」の徹底。「わかる・できる」喜びのある授業づくり。主体的・対話的に課題解決していく授業づくり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どの学年も集中して学習に向かっている。</li> <li>・児童の元気がよい。指導の工夫も見られる。</li> <li>・友達の発言への反応は声の大きさではなく、自然なうなずきや反応。学年の積み上げをしてほしい。</li> <li>・学びの土台はできている。教師主体から子ども主体の学習スタイルをめざしてほしい。</li> <li>・管理職は部下と目標についてしっかり話し合い、観察し、日常的に指導する。P D C Aサイクルで人材育成を図る。</li> <li>・職員に「で、どうしたい？」と問い返すことで職員が育つ。校長から職員へ、期待していることを個別に伝える。</li> <li>・「あたりまえ」の危険性もある。できない子を排除しない。</li> <li>・新たなステージへ向け、地域と共に熟議してほしい。</li> </ul>
<p>八橋小</p>	<p>「夢や希望を持ち、考えを伝え合いながら高まり合う子ども」の育成 ・自ら進んであいさつをする姿 ・全教科全領域で対話活動を行い、よい考えや行動をつくり出す姿</p>	<p>課題：学力向上、聴く姿勢・発表する力・意欲 →対話活動を通して「わかった」「できた」を実感し、確かな学力を育成する。（算数科の研究）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが明るくのびのびとしており、落ち着いている。</li> <li>・6年生が対話をしながら学びを深めている。何を考えさせるのか、対話の目的を明確にすることが大切。</li> <li>・職員のベクトルがそろっており、共通実践もできている。より高い協働性を求めてほしい。</li> <li>・地域の方も含め、より高いチーム八橋をめざしてほしい。</li> </ul>
<p>東伯中</p>	<p>「人や社会と共生し、未来を切り拓く豊かな人間性とたくましさを備えた生徒の育成」 ・人や社会にかかわる力 ・夢や目標を実現する力 ・答えのない社会で一歩を踏み出す人間力</p>	<p>課題：不登校が多い、保健室への来室増加 敬語が使えない生徒 不用意な発言によるトラブル →わかる授業 聞き方スキル 居場所づくり ポイシシヤワー（適切な場面で褒める）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いているクラスが増えた。授業の空気がよい。</li> <li>・教師が個性を発揮し、生徒をひきつける。生徒が考えやすく発言しやすい発問の工夫をすることで全員参加の授業をめざす。</li> <li>・考えてみたい、やってみたいと思える課題を提示する。</li> <li>・生徒指導はその子の背景を考えてほしい。不登校（エネルギーがまわっている子）には小さな目標をもたせてほしい。</li> <li>・学習のねらいが意識されているか。ねらいがあるから個人の振り返りにつながる。ここを研究してほしい。</li> </ul>

令和6年度 琴浦町青少年健全育成協議会役員

役 職	氏 名	備 考
会 長	岩 本 昭 一	
副 会 長	小 谷 友 幸	
監 事	竹 中 徳	
	入 江 淑 恵	
理 事	精山誉志（赤碕小）	町P連代表
	一	小・中育成（指導）部代表
	園 博行（八橋小）	小・中青少年担当校長
	一	小・中学校生徒指導主事
	岩 本 昭 一	公民館長
	吉 村 倫 一	琴浦大山警察署
	倉 長 幸 代	主任児童委員
	榎 田 郁 子	婦人会代表
	一	青年団代表
	鍛 川 智 恵	教育委員代表
	藤 井 憲 人	スポーツ少年団指導者
	馬 野 慎 一 郎	商工会代表
	西 本 行 則	社会福祉協議会代表
	馬 野 英 子	更生保護女性会代表
幹 事	山 根 利 恵	社会教育課
	増 田 裕 子	社会教育課

## 琴浦町青少年健全育成協議会規約

第1条 この会は、琴浦町青少年健全育成協議会という。

第2条 この会の事務局を琴浦町教育委員会事務局におく。

第3条 この会は、青少年育成関係各機関の緊密なる連携により青少年の健全な育成を図り、理想的な明るい地域づくりをすることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年育成関係機関及び団体との連絡連携と事業の推進
- (2) 青少年健全育成に関する環境調査並びに環境改善活動
- (3) 青少年健全育成に関する活動の促進
- (4) 関係機関、団体に対する指導、助言並びに援助
- (5) その他目的達成のために必要な事項

第5条 この会は、町内の次の役職にあるものをもって組織する。

小・中学校青少年担当校長、小学校生徒指導主任、中学校生徒指導主事、PTA連合協議会代表、小・中学校PTA育成（指導）部長、地区公民館長、琴浦大山警察署、少年健全育成指導員、教育委員、町議会教育民生常任委員長、主任児童委員、役場関係課長、青年団代表、婦人会代表、社会福祉協議会代表、商工会代表、県青少年育成推進指導員、子ども会育成連絡協議会、保護司会代表、更生保護女性会代表、スポーツ少年団指導者、その他青少年育成活動に係るもの

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 第2項のとおり
- (4) 監 事 2 名
- (5) 幹 事 若干名

2 会長、副会長、監事は総会において選任し、幹事は会長が委嘱する。

理事は、次の役職にあるものをもって組織する。

PTA連合協議会代表、小・中学校PTA育成（指導）部代表、小・中学校青少年担当校長、小学校生徒指導主任または中学校生徒指導主事、公民館長、琴浦大山警察署、主任児童委員代表、婦人会代表、青年団代表、教育委員代表、スポーツ少年団指導者、商工会代表、社会福祉協議会代表、更生保護女性会代表

3 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

理事は、会の運営事業計画の策定等目的達成のための推進力となるものとする。

監事は、この会の会計を監査する。

幹事は、会長の命を受け本会の庶務会計を掌る。

- 4 本会の役員任期は総て1か年とする。但し、再任は妨げない。  
なお、任期中途で第5条の役職を解任されたときは後任者が、その任にあたる。

第7条 この会の会議は総会、理事会および専門部会とする。

- 2 総会は年1回開催し、事業および予算の決定、決算の承認、役員選出、規約の改廃、その他重要事項を決議する。

必要に応じて、会長は臨時総会を召集することができる。

- 3 理事会は会長が召集し、総会の決議に基づいて会務を執行する。

緊急事項については、総会に代わることができる。但し、次期総会に報告しなければならない。

- 4 専門部会は協議必要事項に応じて会員の中から会長が選出・編成し各種青少年事象について協議する。

第9条 この会の経費は、寄付金、補助金等をもってあて、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

#### 附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(平成26年6月28日改定)

この規約は、平成26年6月28日から施行する。

(平成30年6月22日改定)

この規約は、平成30年6月22日から施行する。

(令和3年9月24日改定)

この規約は、令和3年9月24日から施行する。